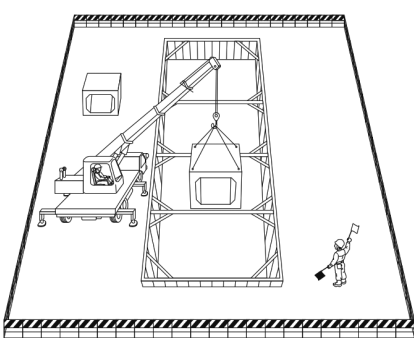


「移動式クレーンの事故・労働災害の防止」

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

移動式クレーンによる作業は、多くの土木工事に関係します。事故や労働災害を防止するため、図表1(出典は文末に記載)などのイラストを災害防止協議会で提示して、出席者から順番に意見を求めれば、活性化にもなると思います。

出席者への質問『移動式クレーンでボックスカルバートの設置作業を行っています。クレーン等安全規則に定められている安全管理上必要な労働災害防止対策の措置について、発言してください。』



(図表1) 移動式クレーン作業

クレーン等安全規則の第3章に移動式クレーン(第53条～第93条)の定めがあります。主なものを列記します。

ク 則	内 容 (▼: 通達を補足)
66条の2	作業の方法等の決定等▼
67条	特別教育(つり上げ荷重1t未満)
68条	就業制限(技能講習、免許)
69条	過負荷の制限
70条	傾斜角の制限
70条の2	定格荷重の表示等
70条の3	使用の禁止(軟弱地盤等)▼
70条の4	アウトリガーの位置▼
70条の5	アウトリガー等の張り出し
71条	運転の合図(定めや合図者指名)
74条の2	つり上げた荷の下の入立禁止
74条の3	強風時の作業中止
74条の4	強風時における転倒の防止
75条	運転位置からの離脱の禁止

〔補足〕
通達(基発第480号、平成4年8月24日)

①ク則66条の2に関するもの《抜粋》

- (1)「**移動式クレーンの転倒等**」の「等」には、移動式クレーンの上部旋回体によるはさまれ、荷の落下、架空電線の充電電路による感電等が含まれる。
- (2)「**作業の方法**」には、一度につり上げる荷の重量、荷の積卸し位置、移動式クレーンの設置位置、玉掛けの方法、操作の方法等に関する事項がある。
- (3)「**転倒を防止するための方法**」には、地盤の状況に応じた鉄板等の敷設の措置、アウトリガーの張り出し、アウトリガーの位置等に関する事項がある。
- (4)「**労働者の配置**」を定めるとは、作業全体の指揮を行う者、玉掛けを行う者、合図を行う者等労働者の職務を定めること並びにこれらの者の作業場所及び立入禁止場所を定めることをいう。

(5) **複数の事業場の労働者が共同して作業を行う場合**には、それぞれの事業者が、「移動式クレーンを用いて作業を行う」事業者¹に該当するが、元方事業者等が作業計画、作業指示書等の形で本条第一項各号の事項について、統一して定めている場合については、その限度においてこれを用いても差し支えない。

②ク則70条の3に関するもの《抜粋》

- (1)「**地盤が軟弱であること**、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等」の「等」には、法肩の崩壊等が含まれる。
- (2)「**必要な広さ及び強度を有する**」とは、地盤の状況、地下に存する工作物の状況等に応じて、鉄板等が沈下することのない広さを有し、かつ、移動式クレーンのアウトリガーによって加えられる荷重により変形しない強度を有することをいう。
- (3)「**鉄板等**」の「等」には、敷板又は敷角が含まれる。

③ク則70条の4に関するもの《抜粋》

「**転倒するおそれのない位置**」とは、鉄板等の中央部分をいう。

東京労働局から転倒防止対策の通達

令和4年6月に東京労働局から、建設事業者、団体、移動式クレーン等製造（販売、貸与）事業者などに対して、「移動式クレーンの転倒防止対策の徹底について」の要請文が交付されました（東労基発 0627 第1号他、令和4年6月27日）。

これは、都内の建設工事現場において、移動式クレーンの転倒が頻発していることに依ります。

作業効率を優先するあまり、移動式クレーンによる荷のつり上げ作業時に過負荷防止装置を的確に機能させなかったことで、過荷重となり、転倒に至ったという人的な要因によるものも散見されるとのことです。

また、移動式クレーンの転倒は、現場作業員を巻き込み、死亡などの重篤な災害に至るだけでなく、近隣住民や通行人などの第三者を巻き込んでの大きな災害につながりかねないなどから、下記重点事項の遵守が求められています。

- 1 **作業計画の策定**（計画段階におけるリスクアセスメントの実施や関係者への周知含む）
- 2 **機械の能力に応じた適正な使用の徹底**（性能表等による作業半径等の確認等）
- 3 **地盤強度の確保の徹底**（敷鉄板の敷設、アウトリガー最大張り出し等）
- 4 **安全装置の有効保持の徹底**（過負荷防止装置の適切な設定含む）

移動式クレーンの転倒事故による労働災害を防止するためのリーフレットが作成されています。



（図表2）
リーフレット

事故・労働災害が発生した場合の対応

万が一、現場で事故が発生した場合や事故により労働災害が発生した場合は、所轄労働基準監督署長に報告書の提出が義務付けられています。

労働安全衛生規則第96条（事故報告）

《抜粋》

事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 五 移動式クレーン（クレーン則第2条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

労働安全衛生規則第97条（労働者死傷病報告）

《抜粋》

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。



（参考資料）

図表1：令和3年度1級土木施工管理技術検定「第二次検定」試験問題（選択問題（2）問題10）

図表2：リーフレット「STOP!! 移動式クレーンの転倒災害!!」（東京労働局）